

仙台学長会議規約

平成 30 年 5 月 31 日
仙 台 学 長 会 議

(目的)

第 1 条 この規約は、高等教育機関への社会的要請に応え、教育・研究体制を一層整備し、充実させるとともに、学都仙台の発展に寄与することを目的として設置する仙台学長会議(以下「本会議」という。)の運営に必要な事項を定めるものである。

(構成員及び代表の選出)

第 2 条 本会議の構成員及び代表は、次のとおりとする。

- (1)本会議の構成員は、本会議に加盟する大学・短期大学の総長・学長(以下「大学等の長」という。)とする。
- (2)本会議に代表を置く。代表は、本会議構成員の推薦により選出し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - ア 被推薦者が 1 名の場合は、挙手による採決を行い、出席者の過半数の同意をもって当選人とする。
 - イ 被推薦者が複数の場合は、単記無記名による選挙を行い、最多得票者を当選人とする。ただし、被推薦者は、選挙の前に限り、辞退することができるものとする。
 - ウ 最多得票者が複数の場合は、年長の者をもって当選人とする。
- (3)代表が当該大学等の任期満了等で欠けたときは、(2)により速やかに代表を選出することとする。ただし、任期は、その始期が 4 月 1 日でない場合は、前項中段の規定にかかわらず、当該始期からその年度末までの期間に次年度からの 2 年を加えたものとする。

(会議)

第 3 条 会議の開催等は、次のとおりとする。

- (1)本会議は、原則として毎年 5 月及び 12 月に定例会議を開催する。ただし、本会議が必要と認める場合、臨時に会議を開催することができる。
- (2)会議の招集は、本会議の代表が行う。ただし、代表が欠けた場合は、会議構成員の最年長者が会議を招集するものとする。
- (3) 会議への出席者は、大学等の長とする。ただし、大学等の長が特別の事

情により欠席する場合は、それに準ずる職責にある者の代理出席を認め、議決権を与えるものとする。

- (4) 本会議が必要と認める場合、関係者の陪席を認めることができるものとする。
- (5) 会議の議長は、本会議の代表が当たる。
- (6) 会議の定足数は、前条第1号に定める構成員の3分の2とする。
- (7) 議決は、出席者全員（前条第3号の代理出席者を含む。）の一致を原則とする。ただし、意見の一致を見ない場合は、過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

（協議事項）

第4条 協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会議の代表の選出に関する事。
- (2) 本会議の予算・決算に関する事。
- (3) 本会議への加盟又は退会に関する事。
- (4) 学都仙台を構築するための諸方策に関する事。
- (5) その他、本会議の目的に係る重要事項に関する事。

（事務局及び会費）

第5条 事務局及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、本会議の代表の所属する大学・短期大学に置く。
- (2) 事務局の構成は、担当大学・短期大学が定めるものとする。
- (3) 事務局は、次の事務を行う。
 - ア 本会議の開催等、本会議の運営に関する事。
 - イ 本会議に係る会計業務及び決算報告に関する事。
 - ウ その他、本会議の運営に関する事。
- (4) 本会議の会費は、年当り3万円とし、毎年度6月末までに事務局に納入するものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、本会議が定める。

（改廃）

第7条 この規約の改廃は、本会議構成員のいずれかによる発議に基づき、本会議が行う。

附 則（平成16年12月制定）

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学 仙台白百合女子大学 仙台大学 東北学院大学
東北芸術工科大学 東北工業大学 東北生活文化大学 東北大学 東北福祉大学
東北文化学園大学 東北薬科大学 宮城学院女子大学 宮城教育大学 宮城大学
聖和学園短期大学 宮城県農業短期大学 宮城誠真短期大学

附 則（平成19年12月改正）

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学・同女子短期大学部 聖和学園短期大学
仙台白百合女子大学 仙台大学 東北学院大学 東北芸術工科大学
東北工業大学 東北生活文化大学・同短期大学部 東北大学 東北福祉大学
東北文化学園大学 東北薬科大学 宮城学院女子大学 宮城教育大学
宮城誠真短期大学 宮城大学

附 則（平成21年5月改正）

- 1 この規約は、平成21年5月26日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学・同女子短期大学部 聖和学園短期大学
仙台白百合女子大学 仙台青葉学院短期大学 仙台大学 東北学院大学
東北芸術工科大学 東北工業大学 東北生活文化大学・同短期大学部 東北大学
東北福祉大学 東北文化学園大学 東北薬科大学 宮城学院女子大学
宮城教育大学 宮城誠真短期大学 宮城大学

附 則（平成24年12月改正）

- 1 この規約は、平成24年12月17日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学・同女子短期大学部 聖和学園短期大学
仙台白百合女子大学 仙台青葉学院短期大学 仙台大学 東北学院大学
東北芸術工科大学 東北工業大学 東北生活文化大学・同短期大学部 東北大学
東北福祉大学 東北文化学園大学 東北薬科大学 宮城学院女子大学
宮城教育大学 宮城誠真短期大学 宮城大学

附 則（平成 28 年 5 月改正）

- 1 この規約は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学・同女子短期大学部 聖和学園短期大学
仙台白百合女子大学 仙台青葉学院短期大学 仙台大学 東北学院大学
東北芸術工科大学 東北工業大学 東北生活文化大学・同短期大学部 東北大学
東北福祉大学 東北文化学園大学 東北医科薬科大学 宮城学院女子大学
宮城教育大学 宮城誠真短期大学 宮城大学

附 則（平成 30 年 5 月改正）

- 1 この規約は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 仙台学長会議の構成員は、次の大学・短期大学の総長・学長とする。
石巻専修大学 尚絅学院大学・同女子短期大学部 聖和学園短期大学
仙台白百合女子大学 仙台青葉学院短期大学 仙台大学 東北学院大学
東北芸術工科大学 東北工業大学 東北生活文化大学・同短期大学部 東北大学
東北福祉大学 東北文化学園大学 東北医科薬科大学 宮城学院女子大学
宮城教育大学 宮城誠真短期大学 宮城大学 仙台赤門短期大学